

苫小牧市光ディスク等による給与支払報告書等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条第19項の規定に基づく光ディスク又は磁気ディスク（以下「光ディスク等」という。）による給与支払報告書等の提出に係る具体的な事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(給与支払報告書等の光ディスク等による調製)

第2条 給与支払報告書等を光ディスク等により調製する場合の光ディスク等の規格、ファイルの仕様、レコードの内容、レコードの作成要領は、「個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等について（通知）（令和5年4月1日付総税市第32号。以下「総務省通知」という。）」によるものとする。

- 2 特別徴収税額通知書についても総務省通知によるものとする。
- 3 総務省通知の改正等により、規格等に変更が生じた場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6に規定する給与支払報告書の提出義務者（以下「特別徴収義務者」という。）に周知し改定するものとする。

(給与支払報告書の光ディスク等による提出)

第3条 給与支払報告書が光ディスク等により調製され、提出される場合には、特別徴収義務者は、給与支払報告書提出期限までに光ディスク等の正副を作成し、総括表を添付のうえ、提出しなければならない。この場合には、書面による給与支払報告書の提出は原則不要とする。

- 2 光ディスク等による給与支払報告書の提出後、訂正及び追加があった場合は、書面にて給与支払報告書の提出とする。ただし、件数や事務効率等の観点から光ディスク等での再提出を求めることができる。

(光ディスク等に他市町村分が混在していた場合の処理)

第4条 特別徴収義務者から提出された光ディスク等に他市町村において課税すべき給与所得者に係るものが含まれていた場合は、特別徴収義務者に連絡するとともに、関係市町村が判明した場合には総務省通知により関係市町村長に通知するものとする。

- 2 他市町村から本市に前項による通知があった場合は、特別徴収義務者に書面による給与支払報告書の提出を求めることができる。

(特別徴収税額通知)

第5条 特別徴収義務者から光ディスク等により給与支払報告書が提出となっ

た場合は、原則書面による特別徴収税額決定通知書と併せて光ディスク等による通知書を作成して通知するものとする。

(費用負担区分)

第6条 光ディスク等による費用負担については次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 光ディスク等に関する購入、調整、提出、通知（光ディスク等分）費用については、特別徴収義務者負担とする。
- (2) 光ディスク等による提出後の利用に関する費用、調整、通知費用については、市の負担とする。

(光ディスク等の保管)

第7条 提出された光ディスク等は、鍵のかかる場所に厳重に保管する。また、提出された光ディスク等の内容は、当該年度の法定納期限の翌日から起算して7年間保存する。

(目的外使用の禁止等)

第8条 光ディスク等の活用は、道市民税の処理に関する場合に限るものとし、他の目的には使用してはならない。また、この業務から知り得た情報については、外部に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 本要綱に定めのない事項については、本市及び当該特別徴収義務者との間で協議し定めることとする。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。